

第2章 補装具・福祉用具の給付

① 補装具 (障害者総合支援法)

～身体の障がい部分を補う“装具”を交付・修理・借受けすることができます～

【 内容 】

「補装具」とは、身体の一部の欠損又は機能障がいを補い、日常生活や職業生活を行いやすくするために必要とされる用具をいい、障がいの内容や程度に応じ、交付・修理・借受けすることができます。

なお、補装具の交付・修理・借受けは、受給している年金等により内容や申請先が異なります。

(ア)年金の被保険者 国民年金受給者	池田町保健センター 福祉課 福祉係 (電話：572-2100)
(イ)共済年金受給者	各組合や共済の担当窓口
(ウ)労働者災害補償保険給付が受けられる場合、上記に関わらず下記のとおり 帯広労働基準監督署 (住所：帯広市西6条南7丁目、電話：0155-97-1245)	

又、介護保険制度と重複する装具は、介護保険給付が優先となります。

介護保険制度に該当しない方や、個別に対応（オーダーメイド）した装具が必要な方は、補装具の交付・修理・借受けの対象となります。

【 対象者 】

補装具の交付・修理・借受けは、身体障害者手帳の交付を受けている方、及び障害者総合支援法の対象（366疾病/令和3年11月現在）となる難病患者等で、障がい部位や程度等により、その用具の使用が必要と認められる方が対象です。対象者の詳細は、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にお問い合わせください。

【 対象用具 】

交付する補装具の種目は、次ページのとおりです。

【 費用の負担 】

補装具の交付・修理・借受けにかかる費用は原則1割負担です。ただし、世帯の所得により月額上限額があり、一定所得以上の場合は給付対象外となります。

※お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係 (電話：572-2100)

※ 補装具の種類及び申請先の一覧表

補装具の種類等		申請先		
		(ア) 池田町 保健センター 福祉係	(イ) 各 共 済 組 合 等	(ウ) 帯広労働基準 監督署
身体障がい者・身体障がい児ともに対象	義手(☆)	○	各 共 済 組 合 等 に お 問 い 合 わ せ く だ さ い 。	○
	義足(☆)	○		○
	靴型装具(☆)	○		○
	体幹装具(☆)	○		○
	座位保持装置(☆)	○		×
	重度障害者用意 思伝達装置(☆)	○		○
	補聴器	○		○
	盲人安全杖	○		○
	義眼	○		○
	眼鏡	○		○
児童のみ対象	座位保持椅子(☆)	○		×
	起立保持具	○		×
	頭部保持具	○		×
	排便補助具	○		×
介護保険重複	車椅子	○		○
	電動車椅子	○		○
	歩行器(☆)	○		○
	歩行補助杖	○		×
<p>※障がいの部位や程度等により、装具ごとの対象者が異なる場合があります。また、同じ装具であっても、すべての用具が対象になるとは限りません。詳しくは、各申請先にお問い合わせください。</p> <p>※☆印の補装具については借受けの対象となります。対象者は『借受けが適当である場合』として、以下の要件を満たす方を対象とします。</p> <p>①身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合 ②障がいの進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合 ③補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要と認められる場合</p>				
<p>※ (イ)、(ウ) では、一部の装具について対象外となっている場合があります、その場合は 池田町保健センター 福祉課 福祉係 が申請先となります。</p>				

② 日常生活用具給付等事業 (池田町日常生活用具給付等事業実施要綱)

～日常生活に必要な福祉用具を給付又は貸与します～

【 内容 】

在宅で生活する身体、精神、知的障がいのある方、又は障害者総合支援法の対象（366疾病/令和3年11月現在）となる難病患者等に、日常生活の便宜を図るため福祉用具を給付（又は貸与）します。

なお、介護保険制度の「福祉用具貸与」、又は「福祉用具購入費の支給」と重複する用具（下記参照）は、介護保険制度での貸与等が利用できない方に限り、この事業による給付又は貸与を受けることができます。

《介護保険制度》

- ・福祉用具貸与 ～ 特殊寝台、特殊マット、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト
- ・福祉用具購入費支給 ～ 特殊尿器、入浴用補助用具、便器、簡易浴槽

【 対象者 】

日常生活用具の対象者は、福祉用具の種類ごとに定められています。

給付又は貸与する用具の「種目」及び「用具ごとの対象者」は、7～10 ページをご覧ください。

【 費用の負担 】

日常生活用具の給付又は貸与の利用者負担は、原則1割となっています。ただし、世帯の所得により月額上限額があります。

【 利用方法 】

日常生活用具の給付又は貸与を利用するには、申請の手続きが必要です。

申請の手続き等ご不明な点は、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にお問い合わせください。

※お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）

※日常生活用具給付等事業の「種目」及び「用具ごとの対象者」一覧表
(池田町日常生活用具事業実施要綱_別表1)

種目	対象者		基準額 (円)	耐用 年数	備考	
	障害者・児	難病患者				
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって、18歳以上の者	寝たきりの状態にある者	154,000	8	
	特殊マット	1 下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る)であって、原則として18歳以上の者 2 下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であって、原則として3歳以上の者 3 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者であって、原則として3歳以上の者	寝たきりの状態にある者	19,600	5	
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る)であって、原則として学齢児以上の者	自力で排尿できない者	67,000	5	
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)であって、原則として3歳以上の者	左記の状態と同程度の者	82,400	5	
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)であって、原則として3歳以上の者	寝たきりの状態にある者	15,000	5	
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって、原則として3歳以上の者	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,000	4	
	訓練いす(児童のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であって、原則として3歳以上の者	左記の状態と同程度の者	33,100	5	
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって、原則として学齢以上の者	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,200	8	
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する下肢又は体幹機能障害の者であって、原則として3歳以上の者	入浴に介助を要する者	90,000	8	
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって、原則として学齢児以上の者	常時介助を要する者	4,450	8	
	T字状・棒状つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者であって、原則として3歳以上の者	左記の状態と同程度の者	木製 2,200 軽金属性 3,000	3	
	移動・移乗支援用具		下肢が不自由な者	60,000	8	
	頭部保護帽(注1)	知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	左記の状態と同程度の者	A 15,200 B 36,750	3	レディメイドによる製品については、基準単価の80%の範囲内の額とする

自立生活支援用具（続き）	特殊便器	1 上肢障害 2 級以上の者であって、原則として学齢児以上の者 2 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者であって、原則として学齢児以上の者	上肢機能に障害のある者	151,200	8	
	火災警報機	1 身体障害等級 2 級以上の者であって、火災の発生の感知及び避難が困難な者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 2 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者	左記の状態と同程度の者	15,500	8	
	自動消火器	2 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700	8	
	電磁調理器	1 視覚障害 2 級の以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 2 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であって 18 歳以上の者	左記の状態と同程度の者	41,000	6	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級の以上の者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	7,000	10	
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級の以上の者（聴覚障害者のみ世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	左記の状態と同程度の者	87,400	10	
	保護ブーツ	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者であり、下肢装具を装着し若しくは車いすを常用している者であって、原則として 3 歳以上の者	左記の状態と同程度の者	15,000	3	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上の者であり、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者であって、原則として 3 歳以上の者	左記の状態と同程度の者	51,500	5	
	ネブライザー	呼吸器機能障害 3 級以上の者又は同程度の身体障害者であり、医師の意見書により必要と認められる者、原則として学齢児以上の者	呼吸器機能に障害のある者	36,000	5	
	電気式たん吸引器			56,400	5	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	左記の状態と同程度の者	17,000	10	
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上の者であって、原則として学齢児以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	左記の状態と同程度の者	9,000	5	
	視覚障害者用体重計	視覚障害 2 級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）		18,000	5	

在宅療養等支援用具(続き)	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害者若しくは心臓機能障害者又は同程度の身体障害児・者であって、医療保険における在宅酸素療法を行う者若しくは人工呼吸器を装着する者	左記の状態と同程度の者	157,500	5	
	携帯用会話補助装置	音声機能障害若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であり、発声・発語に著しい障害を有する者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	98,800	5	
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具 (注2)	上肢機能障害2級以上の者、言語・上肢複合障害2級以上の者(文字を書くことが困難な者に限る)及び視覚障害2級の以上の者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	118,500	6	
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の者かつ聴覚障害2級以上の者であり、必要と認められる者であって、原則として18歳以上の者	左記の状態と同程度の者	383,500	6	
	点字器(注3)	視覚障害2級以上の者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	標準型A 10,400 標準型B 6,600 携帯型A 7,200 携帯型B 1,650	7 7 5 5	価格は点筆を含むものとする
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の者(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	左記の状態と同程度の者	63,100	5	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	89,800	6	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	115,000	6	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児・者であり、本装置により文字等を読むことが可能になる者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	198,000	8	
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の者(音声時計は触読式時計の使用が困難な者)であって、原則として18歳以上の者	左記の状態と同程度の者	触読時計 10,300 音声時計 13,300	10	
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害2級以上の者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	29,000	6	
	聴覚障害者通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	71,000	5	
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置の使用によりテレビの視聴が可能になる児・者	左記の状態と同程度の者	88,900	6	

情報・意思疎通支援用具（続き）	人工喉頭	喉頭摘出者		笛式 5,000 電動式 70,100	4 5	
	障害者用電話（貸与）	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者	左記の状態と同程度の者	83,300		
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	1 視覚障害2級以上の者であって、原則として18歳以上の者 2 視覚障害児であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	1,030,000		
	点字図書	視覚障害2級以上の者であり、主に情報の入手を点字によっている視覚障害児・者であって、原則として学齢児以上の者	左記の状態と同程度の者	町長の認めた額		給付対象者1人につき年間6タイトル又は24巻を限度とする
排泄管理支援用具	ストマ装具	ストマ増設者であって、原則として3歳以上の者		畜便袋 8,600 畜尿袋 11,300		
	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品）	高度の排便若しくは排尿機能障害者又は脳原性運動機能障害若しくは重度の知的障害により排便若しくは排尿の意思表示が困難な者であって、原則として3歳以上の者（注4）	左記の状態と同程度の者	紙おむつ 12,000		
	収尿器	高度の排尿機能障害者	左記の状態と同程度の者	男性用 普通型 7,700 簡易型 5,700 女性用 普通型 8,500 簡易型 5,900		
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	以下の障害を有し、原則として学齢児以上の者 1 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 2 乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上の者（特殊便器への取り替えをする場合は、上肢障害2級以上の者）	下肢又は体幹機能に障害のある者	200,000		

(注1) Aタイプ：スポンジ、革を主材料に制作 Bタイプ：スポンジ、革、プラスチックを主材料に制作

(注2) 障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトをいう

(注3) 標準型A：32マス18行、両面書真鍮板製 標準型B：32マス18行、両面書プラスチック製

携帯型A：32マス4行、片面書アルミニウム製 携帯型B：32マス12行、片面書プラスチック製

(注4) 紙オムツの支給対象者は、3歳以上であって、次のいずれかに該当する者とする。

- 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん若しくはストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者、先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害若しくは高度の排便機能障害のある者又は先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙オムツ等の用具を必要とする者。
- 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で、医師により必要と認められる者（医師の意見書必要）。
- 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であって、排尿又は排便の意思表示が困難である者。

③ 住宅改修費給付 (池田町日常生活用具給付等事業実施要綱)

～住居の段差解消等の改修にかかる費用について給付します～

【 内容 】

在宅で生活している重度の身体障がいがある方や障害者総合支援法の対象（366疾病/令和3年11月現在）となる難病患者等に対し、動作を補助するための用具購入及び住居改修に必要な経費の一部についての給付を行います。

【 対象者 】

住宅改修費の給付対象者は、以下のとおりです。

以下の（ア）（イ）ともに該当する方が対象です。

（ア）身体障害者手帳（下肢 1級～2級、体幹 1級～2級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの移動障がい 1級～3級）の所持者。又は難病患者等であって下肢及び体幹機能に障がいのある方

（イ）学齢児(小学生)以上の方

※「特殊便器への取り替え」については、上肢障がい 1級～2級の方が対象。

【 改修等の範囲 】

住宅改修費の給付は、対象者が現に居住する住居について行われる以下のような「改修工事費」及び「補助用具の購入」が対象となります。

（ア）手すりの取付け	（エ）引き戸等扉の取替え
（イ）段差の解消	（オ）洋式便器等への便器の取替え
（ウ）滑り防止等のための床材変更	（カ）その他必要な改修

【 給付方法 】

住宅改修費の給付は、20万円を限度として、原則1回に限り給付されます。なお、原則1割自己負担ですが、世帯の所得により月額上限額があります。

※介護保険との重複給付はできません。

※住宅工事着工前の申請が必要です。

※お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）

④ 自動車改造費助成(池田町社会参加促進事業実施要綱)

～障がいのある方が自動車を改造する場合の費用の一部を助成します～

【 内容 】

重度身体障がい者が就労又は社会参加活動に参加するために使用する自動車を改造する場合、改造に要する経費の一部を助成します。

【 対象者 】

自動車改造費助成の対象者は、以下のいずれにも該当する方です。

● 以下の種別及び程度等級の身体障害者手帳を所持する方
(ア) 上肢機能障がいの1級～2級
(イ) 下肢機能障がいの1級～2級
(ウ) 体幹機能障がいの1級～2級
● 特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

【 助成の額等 】

助成の対象となる車両は、障がい者自らが所有し、又は運転する自動車のハンドル、アクセル及びブレーキ等の改造に要する経費で、1車両1回に限り10万円以内となります。改造前に必ず下記の申請先に申請ください。

※お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）